

書面開催

令和3年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会次第

日時 ~~令和4年1月28日(金)~~
午後1時30分から
場所 みよし市役所
~~6階601会議室~~

1 あいさつ

2 協議事項

(1) みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について

(資料1)

3 報告事項

(1) 令和4年度みよし市国民健康保険税の標準保険税率について

(資料2)

令和 4 年 2 月 日

みよし市長
小山 祐 様

みよし市国民健康保険運営協議会
会長 鈴木 淳

みよし市国民健康保険税のあり方について（答申）

令和 3 年 8 月 1 0 日付け 3 み保第 3 1 9 号で諮問のありました、令和 4 年度みよし市国民健康保険税のあり方について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

答 申 書

みよし市国民健康保険運営協議会

1 協議会の結論

令和4年度のみよし市国民健康保険税のあり方について、みよし市の国民健康保険制度を引き続き安定的に運営していくためには、次のとおり税率及び均等割、平等割を改定することが適当です。

【国民健康保険税税率等表】

区 分		改定後	現 行	増減
基礎課税額 (医療保険分)	所得割	6.14%	6.02%	0.12%
	均等割	25,500円	24,800円	700円
	平等割	20,000円	20,400円	△400円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	1.71%	1.53%	0.18%
	均等割	8,700円	8,400円	300円
	平等割	5,100円	4,800円	300円
介護納付 金課税額	所得割	1.61%	1.38%	0.23%
	均等割	9,700円	8,900円	800円
	平等割	5,000円	4,700円	300円
合 計	所得割	9.46%	8.93%	0.53%
	均等割	43,900円	42,100円	1,800円
	平等割	30,100円	29,900円	200円

【国民健康保険税減額表】

区 分			改定後	現 行	増減
7 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	17,850円	17,360円	490円
		平等割	14,000円	14,280円	△280円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	6,090円	5,880円	210円
		平等割	3,570円	3,360円	210円
	介護納付 金課税額	均等割	6,790円	6,230円	560円
		平等割	3,500円	3,290円	210円
5 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	12,750円	12,400円	350円
		平等割	10,000円	10,200円	△200円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	4,350円	4,200円	150円
		平等割	2,550円	2,400円	150円
	介護納付 金課税額	均等割	4,850円	4,450円	400円
		平等割	2,500円	2,350円	150円
2 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	5,100円	4,960円	140円
		平等割	4,000円	4,080円	△80円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	1,740円	1,680円	60円
		平等割	1,020円	960円	60円
	介護納付 金課税額	均等割	1,940円	1,780円	160円
		平等割	1,000円	940円	60円

2 結論に至った理由

国民健康保険事業の県単位化により、愛知県から示された令和4年度の標準保険税率は、ここ数年の標準保険税率と同様に、本市の現行保険税率と比べて高いものとなっています。

愛知県国民健康保険運営方針では、「赤字市町村(法定外繰入をしている市町村)は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、赤字解消の目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とされています。

平成29年度の当協議会の答申では、「平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度からは、平成29年度における改定率を参考に7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。」としており、それを踏まえ、毎年度、標準保険税率に近づける答申としてきました。昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が被保険者の生活、社会全体に大きく影響していることから、税率改正を行わず据え置きとしました。

今年度の答申においては、愛知県の示す標準保険税率が大幅に高くなっていること、新型コロナウイルス感染症の影響が収まっていないことなどを総合的に判断し、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていくために、平成29年度の答申を見直し、令和4年度の税率は、今後5年をかけて標準保険税率に近づけることができるものとするのが適当と判断しました。

3 附帯意見

今後も安定的な国保財政運営を行うため、適切な税率設定や医療給付費等の抑制を図ることとし、次のように附帯意見を述べます。

- (1) 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。
- (2) 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。
- (3) 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。
- (4) 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。

令和4年度 標準保険税率による税率改正検討表

資料2

○平成30年度税率、令和元年度税率、令和2、3年度税率、R4年度標準税率(R4.1本算定)との比較

	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対標準)
H30年度税率	5.87 %	24,300 円	21,400 円	1.17 %	8,100 円	4,100 円	1.02 %	8,100 円	4,400 円	8.06 %	40,500 円	29,900 円	223,700 円	(3.9 %)	103,832 円	(5.0 %)	939,173,686 円	- %
R1年度税率	5.94 %	24,500 円	20,900 円	1.34 %	8,200 円	4,400 円	1.20 %	8,500 円	4,600 円	8.48 %	41,200 円	29,900 円	231,000 円	(3.3 %)	106,488 円	(2.6 %)	963,191,286 円	- %
(H30とR1税率の差)	(0.07 %)	(200 円)	(-500 円)	(0.17 %)	(100 円)	(300 円)	(0.18 %)	(400 円)	(200 円)	(0.42 %)	(700 円)	(0 円)	(7,300 円)	- %	(2,656 円)	- %	(24,017,600 円)	- %
R2、3年度税率	6.02 %	24,800 円	20,400 円	1.53 %	8,400 円	4,800 円	1.38 %	8,900 円	4,700 円	8.93 %	42,100 円	29,900 円	239,100 円	(3.5 %)	109,718 円	(3.0 %)	992,421,847 円	- %
(R1とR2、3税率の差)	(0.08 %)	(300 円)	(-500 円)	(0.19 %)	(200 円)	(400 円)	(0.18 %)	(400 円)	(100 円)	(0.45 %)	(900 円)	(0 円)	(8,100 円)	- %	(3,230 円)	- %	(29,230,561 円)	- %
R4標準保険税率 (R4.1本算定)	6.62 %	28,328 円	18,631 円	2.44 %	10,123 円	6,658 円	2.53 %	13,001 円	6,488 円	11.59 %	51,452 円	31,777 円	295,500 円	(23.6 %)	127,564 円	(16.3 %)	1,153,824,883 円	(16.3 %)
(R3税率とR4標準 税率との差)	(0.60 %)	(3,528 円)	(-1,769 円)	(0.91 %)	(1,723 円)	(1,858 円)	(1.15 %)	(4,101 円)	(1,788 円)	(2.66 %)	(9,352 円)	(1,877 円)	(56,400 円)	- %	(17,846 円)	- %	(161,403,036 円)	- %

①「モデル世帯の年税額」のモデル世帯は、賦課基準所得 1,500千円(基礎控除後) 被保険者2人(40歳以上65歳未満1人 40歳未満1人)とする。

②「被保険者1人当たりの年税額」は、介護分も全体被保数(R3.4.1現在9,045人)で除している。

○(案1) 税率改正を行わない場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外 繰入金 (財源不足分)	一般会計法定 外繰入金 (財源不足分) 被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.02 %	24,800 円	20,400 円	1.53 %	8,400 円	4,800 円	1.38 %	8,900 円	4,700 円	8.93 %	42,100 円	29,900 円	239,100 円	- %	109,718 円	- %	992,421,847 円	- %	161,403,036 円	17,844 円

③「一般会計法定外繰入金(財源不足分)」については、標準保険税率と同じ税率にすれば、財源不足が発生しないことを前提条件とした数値。

○(案2) 令和4年度の改正で標準保険税率と同程度にした場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外 繰入金 (財源不足分)	一般会計法定 外繰入金 (財源不足分) 被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.62 %	28,300 円	18,600 円	2.44 %	10,100 円	6,600 円	2.53 %	13,000 円	6,400 円	11.59 %	51,400 円	31,600 円	295,200 円	(23.5 %)	127,468 円	(16.2 %)	1,152,964,004 円	(16.2 %)	860,879 円	95 円
(前年差)	(0.60 %)	(3,500 円)	(-1,800 円)	(0.91 %)	(1,700 円)	(1,800 円)	(1.15 %)	(4,100 円)	(1,700 円)	(2.66 %)	(9,300 円)	(1,700 円)	(56,100 円)		(17,750 円)		(160,542,157 円)			

○(案3) 数年かけて(残り5回)標準税率と同程度にした場合 【令和3年度国保運営協議会答申に基づき、現行税率と標準保険税率との差を令和8年度までの改正で均等に近付けていくもの】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外 繰入金 (財源不足分)	一般会計法定 外繰入金 (財源不足分) 被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R4	6.14 %	25,500 円	20,000 円	1.71 %	8,700 円	5,100 円	1.61 %	9,700 円	5,000 円	9.46 %	43,900 円	30,100 円	250,100 円	(4.6 %)	112,832 円	(2.8 %)	1,020,576,561 円	(2.8 %)	133,248,322 円	14,732 円
(前年差)	(0.12 %)	(700 円)	(-400 円)	(0.18 %)	(300 円)	(300 円)	(0.23 %)	(800 円)	(300 円)	(0.53 %)	(1,800 円)	(200 円)	(11,000 円)		(3,114 円)		(28,154,714 円)			
R5	6.26 %	26,200 円	19,600 円	1.89 %	9,000 円	5,400 円	1.84 %	10,500 円	5,300 円	9.99 %	45,700 円	30,300 円	261,000 円	(4.4 %)	116,549 円	(3.3 %)	1,054,205,178 円	(3.3 %)	99,619,705 円	11,014 円
前年差	(0.12 %)	(700 円)	(-400 円)	(0.18 %)	(300 円)	(300 円)	(0.23 %)	(800 円)	(300 円)	(0.53 %)	(1,800 円)	(200 円)	(10,900 円)		(3,717 円)		(33,628,617 円)			
R6	6.38 %	26,900 円	19,200 円	2.07 %	9,300 円	5,800 円	2.07 %	11,300 円	5,600 円	10.52 %	47,500 円	30,600 円	272,100 円	(4.3 %)	120,189 円	(3.1 %)	1,087,124,418 円	(3.1 %)	66,700,465 円	7,374 円
前年差	(0.12 %)	(700 円)	(-400 円)	(0.18 %)	(300 円)	(400 円)	(0.23 %)	(800 円)	(300 円)	(0.53 %)	(1,800 円)	(300 円)	(11,100 円)		(3,640 円)		(32,919,240 円)			
R7	6.50 %	27,600 円	18,900 円	2.25 %	9,700 円	6,200 円	2.30 %	12,100 円	6,000 円	11.05 %	49,400 円	31,100 円	283,500 円	(4.2 %)	123,829 円	(3.0 %)	1,120,052,831 円	(3.0 %)	33,772,052 円	3,734 円
前年差	(0.12 %)	(700 円)	(-300 円)	(0.18 %)	(400 円)	(400 円)	(0.23 %)	(800 円)	(400 円)	(0.53 %)	(1,900 円)	(500 円)	(11,400 円)		(3,640 円)		(65,847,653 円)			
R8	6.62 %	28,300 円	18,600 円	2.44 %	10,100 円	6,600 円	2.53 %	13,000 円	6,400 円	11.59 %	51,400 円	31,600 円	295,200 円	(4.1 %)	127,468 円	(2.9 %)	1,152,964,004 円	(2.9 %)	860,879 円	95 円
前年差	(0.12 %)	(700 円)	(-300 円)	(0.19 %)	(400 円)	(400 円)	(0.23 %)	(900 円)	(400 円)	(0.54 %)	(2,000 円)	(500 円)	(11,700 円)		(3,639 円)		(65,839,586 円)			
増減率(額)計	(0.60 %)	(3,500 円)	(-1,800 円)	(0.91 %)	(1,700 円)	(1,800 円)	(1.15 %)	(4,100 円)	(1,700 円)	(2.66 %)	(9,300 円)	(1,700 円)	(56,100 円)	(21.6 %)	(17,750 円)	(15.1 %)	(160,542,157 円)	(15.1 %)		

①「モデル世帯の年税額」と②「被保険者1人当たりの年税額」の「伸び率(対前年)」で差が生じるのは、①「モデル世帯の年税額」は、軽減や課税限度額の対象世帯とならないが、②「被保険者1人当たりの年税額」では、軽減や課税限度額対象世帯が含まれるため、税額の伸びが抑えられる。

5 税率・賦課限度額改正状況
医療分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
昭和46	2.6	30.0	2,160	3,360	80,000	80,000
47	↓	↓	↓	↓	↓	↓
48	↓	↓	↓	↓	↓	↓
49	↓	↓	3,000	4,200	120,000	120,000
50	↓	↓	3,600	5,400	↓	↓
51	↓	↓	6,000	8,400	150,000	150,000
52	3.0	↓	7,200	9,600	170,000	170,000
53	3.5	↓	9,600	12,000	190,000	190,000
54	4.0	40.0	↓	↓	220,000	220,000
55	↓	↓	↓	↓	240,000	240,000
56	5.0	50.0	↓	↓	260,000	260,000
57	↓	↓	↓	↓	270,000	270,000
58	↓	↓	↓	↓	280,000	280,000
59	↓	↓	↓	↓	300,000	350,000
60	↓	↓	↓	↓	↓	↓
61	↓	↓	↓	↓	330,000	370,000
62	↓	↓	10,800	13,200	370,000	390,000
63	↓	↓	↓	↓	390,000	400,000
平成元	↓	↓	↓	↓	400,000	420,000
2	↓	40.0	12,600	15,600	↓	↓
3	↓	↓	13,800	16,800	420,000	440,000
4	↓	35.0	15,000	18,000	440,000	460,000
5	↓	↓	↓	↓	460,000	500,000
6	↓	↓	↓	↓	↓	↓
7	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8	↓	↓	18,000	21,000	500,000	520,000
9	5.2	31.0	23,000	↓	520,000	530,000
10	↓	↓	25,000	24,000	↓	↓
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12.13.14	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	↓	↓	↓	↓	↓	↓
16	↓	↓	↓	↓	↓	↓
17	↓	20.0	25,800	24,600	↓	↓
18	↓	↓	↓	↓	↓	↓
19	↓	↓	↓	↓	↓	560,000
20	4.5	17.0	20,600	21,000	420,000	470,000
21	↓	↓	↓	↓	↓	↓
22	↓	↓	↓	↓	470,000	500,000
23	4.8	11.6	↓	↓	500,000	510,000
24	↓	↓	21,300	21,800	↓	↓
25	5.2	7.7	↓	↓	510,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	↓	↓
27	5.5	3.8	24,000	21,800	520,000	↓
28	↓	↓	↓	↓	540,000	540,000
29	5.74	廃止	↓	↓	↓	↓
県単位化	30	5.87	24,300	21,400	580,000	580,000
	31(R1)	5.94	24,500	20,900	610,000	610,000
	R 2. 3	6.02	24,800	20,400	630,000	630,000
	R 4	6.14	25,500	20,000	650,000	650,000

後期分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成 20	0.7	3.0	5,200	3,600	100,000	120,000
21	↓	↓	↓	↓	↓	↓
22	↓	↓	↓	↓	120,000	130,000
23	0.75	2.0	↓	↓	↓	140,000
24	↓	↓	5,400	3,700	↓	↓
25	0.8	1.3	↓	↓	140,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	160,000	160,000
27	0.9	0.5	6,000	3,700	170,000	170,000
28	↓	↓	↓	↓	190,000	190,000
29	0.97	廃止	7,900	↓	↓	↓
県単位化	30	1.17	8,100	4,100	↓	↓
	31(R1)	1.34	8,200	4,400	↓	↓
	R 2. 3	1.53	8,400	4,800	↓	↓
	R 4	1.71	8,700	5,100	200,000	200,000

介護分 (40歳から64歳)

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成 12	0.7	3.5	4,800	3,600	70,000	70,000
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	↓	↓	↓	↓	↓	80,000
16	↓	↓	↓	↓	↓	↓
17	↓	2.0	5,400	4,200	↓	↓
18	↓	↓	↓	↓	↓	90,000
19	↓	↓	↓	↓	↓	↓
20	↓	↓	↓	↓	↓	↓
21	↓	↓	↓	↓	↓	100,000
22	↓	↓	↓	↓	90,000	↓
23	0.75	1.4	↓	↓	100,000	120,000
24	↓	↓	5,600	4,400	↓	↓
25	0.8	1.0	↓	↓	120,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	140,000	140,000
27	↓	0.7	5,800	↓	160,000	160,000
28	↓	↓	↓	↓	↓	↓
29	0.87	廃止	7,800	↓	↓	↓
県単位化	30	1.02	8,100	↓	↓	↓
	31(R1)	1.2	8,500	4,600	↓	↓
	R 2. 3	1.38	8,900	4,600	170,000	170,000
	R 4	1.61	9,700	5,000	↓	↓

県単位化

みよし市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と郷土を愛し、自らの手で、ここをいっそう生きがいのある住みよいまちにするために、この憲章を定めます。

- 1 あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし
うるおいのある美しいまちにしましょう
- 1 しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ
青少年の伸びるまちにしましょう
- 1 教養をたかめ 知性をみがき かおり高い
文化のまちにしましょう
- 1 誇りと創意をもって仕事に励み 調和のとれた
豊かなまちにしましょう
- 1 進んできまりを守り 互いに信じあえる
明るいまちにしましょう



みよし市健康づくり大使
「キューちゃん」